

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年2月24日
<b>【会社名】</b>	日本フィルコン株式会社
<b>【英訳名】</b>	NIPPON FILCON CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 相澤 毅
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都稲城市大丸2220番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長相澤 毅は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有していることから、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

評価の範囲は、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し、合理的に決定しております。

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価は、金額的及び質的重要性を考慮し、当社及び連結子会社12社のうち11社を対象として行い、その結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から財務報告に対する影響が僅少であると判断して、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。なお、評価範囲に含めない連結子会社を除いた前連結会計年度の売上高は全体の約99.9%を占めております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）及び当期業績の大幅な低下を考慮して当連結会計年度の予測売上高を基に、金額が高い拠点から合算していき、概ね3分の2に達している3事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

なお、決算・財務報告に係る業務プロセスは、財務報告の信頼性に関して影響の重要性を考慮して全社的な内部統制と同じ範囲で評価しております。

さらに、選定した重要な事業拠点いかににかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年11月30日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。